

### 【前期 第2問】

XはW・Y・Zと共謀し、X運転の軽自動車をYが運転しWとZが同乗するライトバンに故意に追突させ、これをXの過失による交通事故であるかのごとく偽って、保険金を騙取すると同時に身体障害者であったWに入院治療の機会を得させようと企てた。この時、W・Y・Zは計画実行に際して自らに生じ得る被害に関して同意していた。

平成26年11月22日、交差点の赤信号で、Y運転の車が停止した後に続いて第三者A運転の軽自動車が停止した際、Xは自車をA車の後部に追突させ、Aに約2か月の入院治療を要する頸椎捻挫の傷害を負わせたほか、Wらにも傷害を負わせた。その後真相が発覚し、Wらの傷害は非常に軽微なものであったにもかかわらず重篤であるかのように装い入院給付金など総額112万円を騙取していた。

XのW・Y・Zに対する傷害結果についての罪責を論ぜよ

参考判例：最高裁昭和55年11月13日第二小法廷決定